

企画競争説明書

業務名称：全世界2020年度テーマ別評価「多角的アプローチによる栄養改善」

調達管理番号：20a00115

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」を基本とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年6月3日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年6月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界2020年度テーマ別評価「多角的アプローチによる栄養改善」
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年9月 ～ 2021年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【調達部契約一課、大垣内、Ogaito.Ayumi@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

評価部事業評価第二課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象とな

る業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(例：特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年6月12日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年6月18日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年6月26日12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）のみでの提出を原則とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(3) 提出先・場所：

1) 電子データ（PDF）での提出：

当機構調達・派遣業務部より送付された格納先URL

(4) 提出書類：プロポーザル

見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下見積書の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
※調査地をルワンダ国、ナイジェリア国、バングラデシュ国、ミャンマー国、タジキスタン国の5カ国で想定をし、別見積へ計上ください。
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
再委託による調査を想定するもの（現地調査での定量分析のデータ収集等）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 RWF 1 = 0. 1 1 6 2 2 0 円
 - b) 現地通貨 NGN 1 = 0. 2 7 7 8 3 0 円
 - c) 現地通貨 BDT 1 = 1. 2 9 2 6 3 0 円
 - d) 現地通貨 MMK 1 = 0. 0 7 7 8 8 0 円
 - e) 現地通貨 TJS 1 = 1 0. 5 7 4 3 0 0 円
 - b) US\$ 1 = 1 0 7. 7 4 8 円
 - c) EUR 1 = 1 1 8. 9 4 3 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

- (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／栄養・保健

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約1.85M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年7月20日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（outm1@jica.go.jp（※新アドレス））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：栄養分野及び統計分析に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2020年9月末くらいまでを目途)、現地への渡航は難しい可能性があると考えられるところ、現地業務開始が2020年10月以降になった場合に、現地業務開始前に実施可能な国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、下記の制限ページ数の対象外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/栄養・保健(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/栄養・保健)】

a) 類似業務経験の分野：栄養及び保健分野に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及びアジア地域

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求

めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性が
あります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40)
	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／栄養・保健	(40)
ア) 類似業務の経験	15
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5
ウ) 語学力	8
エ) 業務主任者等としての経験	8
オ) その他学位、資格等	4
② 業務管理体制、プレゼンテーション	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	10
イ) 業務管理体制	—

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者~~（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）~~が行ってください。なお、業務主任者以外に1名~~（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）~~の出席を認めます。

1. 実施時期： 2020年7月2日（木） 10:00～12:00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 204 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 背景・経緯等

SDGs（持続可能な開発目標）のゴール2において飢餓の撲滅、食料安全保障および栄養改善が目指されており、JICAは、「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ」（IFNA）や「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」（UHC）に係る取り組みを通じ、我が国の開発経験等を活用したマルチセクター（食、母子保健、水衛生等）／マルチステークホルダーによる栄養改善支援を実施している。また、今後、東京にて開催予定の「東京栄養サミット」も念頭に、マルチセクター／マルチステークホルダーによる栄養改善の取り組みをより一層充実させるとともに、発信を強化していくことを基本方針としている。

一方、栄養改善に向けたマルチセクターの介入を対象とした包括的な分析・評価はこれまでJICAでは殆ど行われていない。また、既存のJICA栄養関連事業では活動ごとの成果を定量的に分析したデータの量・質ともにいまだ十分ではない。さらに、栄養改善におけるマルチセクター性に関して広く合意された定量的指標が存在しないため、様々な事例を比較検証・評価する際の障壁になっている。

本テーマ別評価では、今後の事業の改善及び成果の可視化に資するべく、JICA及び他機関による栄養改善に向けた多角的な協力についてレビューを行うとともに、事業効果を検証するための汎用性の高いツール（定量指標例等）の作成を行う。また、昨今の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴い、感染症予防において栄養改善が果たす役割への注目が世界的に高まっていることに鑑み、栄養専門機関等による最新分析動向についてもレビューを行い、JICAによるマルチセクトラルアプローチを通じた栄養改善の取り組みの意義、有効性についてポストコロナの観点を含めた教訓の抽出を行う。

2. 業務の目的

本テーマ別評価では、JICA及び他機関によるマルチセクターの栄養改善事業を対象とした横断分析や今後の協力対象国における標準的な効果指標の検討を行い、当該分野の協力に必要な汎用性の高いツールを作成する。これにより、今後の同分野における案件形成やモニタリング・評価ならびに成果可視化に寄与する。

3. 実施方針および留意事項

- (1) データの収集、入力、分析作業、また成果品の作成にあたっては、JICA 評価部及び関係部署（経済開発部や人間開発部）との連携を密に実施する。

- (2) 現地調査の対象国はアフリカ IFNA 重点国より2カ国、及びアジア諸国2～3カ国（バングラデシュ、カンボジア、ミャンマー、タジキスタン等）、計4～5カ国を想定しているが、キックオフ・ミーティングや国内準備作業を踏まえ、JICAが示す選定基準に沿って、JICAとの協議のうえ、決定する¹。
- (3) ローカルリソースの活用について、主に以下の業務を担当する現地調査補助員²を確保することも可能とする。
 - ・ 実施機関や関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
 - ・ 既存情報収集の支援
 - ・ サイト視察・調査に係る連絡調整、又は視察・調査の補佐
 - ・ 関係機関からの事前情報の回収や、インタビュー後のフォローアップ
- (4) 本業務において収集するデータや情報に個人情報が含まれる場合は、JICAの情報セキュリティに関する規程を順守して厳格に管理する。
- (5) 東京栄養サミットの開催時期と本業務のスケジュール調整が叶う場合には、同サミットにて発表を行うことも検討するが、その際は、発表内容及び業務スケジュールについてJICAと協議をしながら準備を行う。

4. 業務の内容

上記「1. 背景・経緯等」、「2. 業務の目的」および「3. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、本業務の目的を達成するために、主に以下の4つの業務内容を遂行する³。

- (1) 栄養分野におけるJICA及び他機関のマルチセクターの取り組みのレビュー
 - ① 栄養改善における複数セクターの連携の必要性はユニセフの低栄養フレームワーク⁴等から明らかであり、これまで各国政府や援助機関の取り組みを通じて実施枠組みが構築されてきた。一方でこうしたマルチセクターを通じた介入実施についてモニタリング・評価を行うための標準的な手法や指標はいまだ確立している状況にない。本調査では各国のマルチセクターの取り組み状況をレビューするために、低栄養ならびに過栄養の両課題に関

¹ 見積書作成にあたっては、便宜的にIFNA重点国ルワンダ国、ナイジェリア国の2カ国、アジア諸国のバングラデシュ国、ミャンマー国、タジキスタン国の3カ国、計5カ国として計上すること。

² 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルにて提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考える。なお、現地調査補助員の備上に係る経費（特殊備人費）については、第3章に示す定額をもって、見積書に計上すること。

³ 効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析ごとに具体的にプロポーザルにて提案すること。

⁴ UNICEF Improving Child Nutrition. (https://www.unicef.org/gambia/Improving_Child_Nutrition_-_the_achievable_imperative_for_global_progress.pdf)

し、JICAの助言のもと、まず評価のためのコンセプト・枠組みを定める。そのうえで、この枠組みに沿って、異なる地域の成功・失敗事例をまとめ、効果発現要因の検証ならびに教訓導出を行う。

- ② 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と栄養の関係、特に感染予防に対して、栄養改善が重要である点について分析、調査している栄養専門組織（国連栄養常任委員会（UNSCN）、Scaling Up Nutrition（SUN）⁵等）の議論や発信の情報を収集し、レビューを行い、上記のマルチセクトラルアプローチをいかにポストコロナの文脈で位置付けられるかの検討ならびに教訓導出を行う。
- ③ 上記①、②の内容の分析結果をまとめ、JICA評価部及び関係部のコメント反映を行い、最終化する。

(2) 栄養分野のマルチセクターの取り組みの効果発現要因の定量分析（多変量解析）

- ① DHSプログラム⁶の既存データを活用し、同一家庭で、母子保健や水衛生など異なるセクターからのサービスを同時に受けている割合を、マルチセクターの指標として分析する。分析は、過栄養と低栄養の両方を対象とする。
- ② 世界銀行やJICAによる類似の分析事例⁷に基づき、本調査ではより多くの対象数（10～20カ国程度を想定）を扱うとともに、社会経済状況（国民の所得レベルや国の経済発展度合い等）を評価因子として組み合わせ、マルチセクターの効果発現に寄与する社会経済的因子等を明らかにすることを目指す。
- ③ その際、国レベルの統計データを用いたマクロ分析（国家間比較）と、一か国を対象として国内の社会階層（所得や学歴、職業や家族構成など）や地域区分（都市と農村、自然環境の違いなど）、介入手法の違い（現地調査を通じて情報が入手できた場合）などによるグループを比較対象とするミクロ分析を組み合わせることを通じて効果的かつ優先的なアプローチを導出する。
- ④ なお、JICA評価部にて既存のインパクト評価結果の報告書（3ie⁸等）を収集・分析し、主にマルチセクターでの取り組みにフォーカスし、レビューを行う予定であり、そのレビュー結果を上記の多変量解析の指標選出の検討などに活用する。

業務の具体的な手順は以下を想定する。

① 定義および基本的な考え方

ア) 本調査におけるマルチセクターの実施状況にかかる指標を次のように定義する。

対象国・地域において栄養に関わる行政サービスを複数セクター（食

⁵ 栄養改善のための政治的コミットメントとアカウンタビリティを強化していく運動／枠組み。加盟国（2015年6月現在55か国）に加え、ドナー、国連機関、市民社会、民間企業が参加。

⁶ Demographic and Health Surveys (DHS) Program: 1984年よりUSAIDが運営。主に途上国の保健や人口傾向、家族計画、ジェンダー、HIV/AIDS、栄養等に関する調査を実施、支援している。

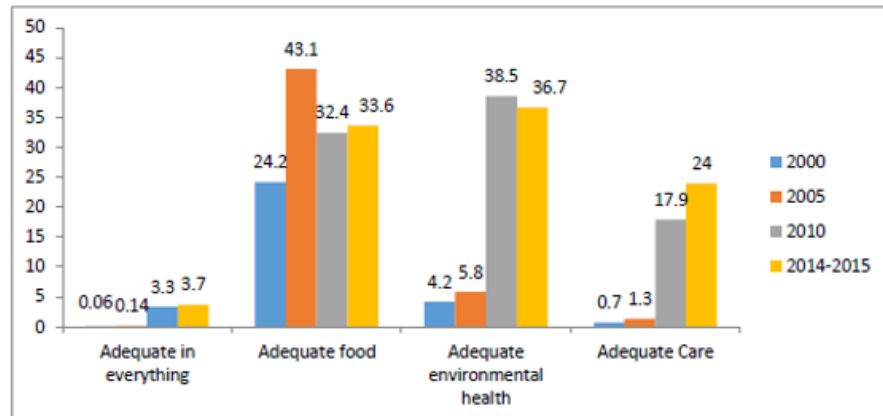
⁷ All Hands on Deck : Reducing Stunting through Multisectoral Efforts in Sub-Saharan Africa（世界銀行）（<http://documents.worldbank.org/curated/en/904531562219343466/pdf/All-Hands-on-Deck-Reducing-Stunting-through-Multisectoral-Efforts-in-Sub-Saharan-Africa.pdf>）

⁸ 国際NGOであるインパクト評価の国際イニシアティブ。<https://www.3ieimpact.org/>

料、保健、水・衛生等）から同時に受けた家庭の数の割合を、マルチセクターの実施状況とする。

- イ) 上記指標を用いて広範な国を横並びで比較するためには、データの質を揃えた上で対象国の数を確保する必要がある。このため、標準化された方法論を有し、対象国のカバレッジが大きい DHS¹⁰/MICS¹¹等のデータを用いることとする。

Figure 25: Trends in adequacy in underlying determinants of malnutrition



Source: Authors' calculations, Rwanda DHS 2000, 2005, 2010, & 2014-2015 data

- ウ) 上の図¹²は、ルワンダ国内で食料、保健、生活環境整備の3分野における行政サービスを受けている家庭の割合（右から3つの棒グラフのグループ）と、3分野すべてのサービスを同時に受けている家庭の割合（左端の棒グラフ）をグラフで表したものである。このデータが示すことは、2015年のルワンダにおいて個別セクターからの介入は国民の24%~37%を既にカバーしている一方で全てのセクターからのサービスを受取できた家庭は3.7%しか存在していないということである。同様の分析を複数の国で行い、比較分析することが本調査の主眼である。
- エ) なお、同様の定義を用いてマルチセクターの実施状況と栄養インパクトを比較した調査が既に世界銀行によって実施されている¹³。本調査では世界銀行のアプローチに加えて、国や地域の社会経済的な状況、環境条件等がマルチセクターの実施状況や栄養インパクトにどのような影響を与えているか評価することを目指す（社会経済・環境条件等→マルチセクターの実施→栄養インパクト）

② 調査枠組みの設定

調査に先立って、以下の項目を含む調査枠組みを検討し、JICAと協議の上確定する。

- ア) 調査対象とするセクター：

低栄養については、ユニセフの低栄養フレームワークに基づき、食（農業含む）、保健、水・衛生の3分野を柱とするが、その内訳（例え

¹⁰ <https://dhsprogram.com/data/available-datasets.cfm>

¹¹ https://www.unicef.org/statistics/index_24302.html

¹² Rwanda Nutrition Situation Analysis and Policy Implications, World Bank 2017

¹³ <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/32037>

ば教育、医療サービスなどをどの分野に組み込むか等)について整理する。過栄養についても、同様に検討し整理する。

イ) 目的変数 :

目的変数は、マルチセクターの実施状況、および栄養指標の状況とする。栄養指標について変化を捉えるには一般的には5年~10年といった中長期的な変化を追いかける必要があるため、本調査では、直接的な指標となる子どもの発育阻害や過体重、女性の貧血などに加え、短期的な変化を捉えうる中間指標として食の多様化スコア等も目的変数として加えることとする。

ウ) 各セクターの介入状況を代表する統計指標 :

上記セクターの活動状況について、DHSで確認できるだけでも数十個の指標が存在する。文献調査等も踏まえて各セクターを代表する指標のセットを検討する。

エ) 説明変数の検討 :

マルチセクター介入の実施およびインパクトに影響を与えると思われる社会経済的、あるいは環境面での要因を広範にリストアップし、データの入手可能性や文献調査等に基づいた重要度に応じて絞り込む。

オ) 分析手法 :

分析対象のグループ属性としては、国、地域区分(行政区、都市と農村)、社会階層(所得、教育、家族構成など)、時系列(調査年次、季節)などが想定される。これらのグループに対して目的変数(マルチセクター実施状況、栄養インパクト)、説明変数(上記で検討)の関係を評価する。このための統計手法について検討する。

④ データの収集・インベントリ作成

ア) 上記②の枠組みに沿い、データ収集を行い、インベントリを作成する。

イ) マルチセクターの実施状況にかかるデータ源はDHS/MICSを想定しているが、適切なデータの提案があればこれも検討に含める。

ウ) 国や地域の社会経済的な状況、環境条件等についてはデータの入手可能性、質、および想定される因果関係を踏まえてコンサルタントより提案し、JICAと協議の上で決定することとする。

⑤ データの分析(定量的)

ア) 上記で決定した枠組みに沿って、目的変数、説明変数をデータセットに取りまとめ分析する。

イ) マルチセクターの実施状況と栄養インパクト、社会経済的条件等がどのように関係しているのか、統計手法を用いて定量的に評価する。

⑥ データの分析(定性的)

現地調査対象国に関し、統計処理により得られた結果と併せ、文献調査や各国の政策情報の収集、関係者への聞き取り調査などを行い、栄養改善におけるマルチセクターの効果的な実施にかかる貢献要因・阻害要因を抽出する。

⑦ 栄養改善効果の分析

ア) 定量分析

構築されたデータベースを用いて、JICAの助言のもと、定量的な分析を行う。目的変数（乳幼児死亡率、子供の身長及び体重および①で収集したアウトカム変数）と説明変数でクロス集計を行い、t検定もしくはカイ2乗検定を実施して有意性を検討後、多変量解析を行い目的変数に影響を与えた介入を特定する。

イ) 定性分析（政策分析）

上記①で目的変数に影響を与えた介入について、どの年代にどのような政策、意思決定、データに基づき施策が実施され、その投入が行われたかを、上記③で作成されたインベントリをもとに情報を抽出・分析し、年表にまとめる。

⑧ 調査結果の独自性及び汎用性評価

上記の分析結果が、他の途上国においても適用可能か評価する。具体的には、本業務の内容（1）栄養分野におけるJICA及び他機関のマルチセクターの取り組みのレビューや評価部が実施するインパクト評価のレビュー等の過程で収集する類似の調査・研究（途上国における栄養改善とその寄与要因を定量的に分析したもの）を基に、本分析結果の汎用性を評価する。

評価内容については、分析結果のマクロの内容がミクロ（1カ国の特定の地域）で有効か否か、有効でない場合には何が不足しているかという点等に着眼し、JICAの助言のもと、同分析結果が他の途上国において適用可能か評価する。

⑨ 定量分析結果報告書、パワーポイント

上記①～⑦の手順の沿った分析の結果を報告書（案）及び発表資料用のパワーポイント（案）にまとめ、JICA 評価部及び関係部のコメント反映を行い、最終化する。

（3）栄養の定量指標設定等の汎用性の高いツールの作成

栄養分野における定量・定性指標や教訓に関して、上記（1）及び（2）の結果を基に検討し、開発課題別の指標・教訓レファレンス¹⁵「栄養改善」（案）（資金協力及び技術協力の両方）を作成し、JICA 評価部及び関係部のコメント反映を行い、最終化する。

（4）報告書の作成

上記の国内作業、現地調査の結果を総合的に分析し、最終報告書（案）を作成し、JICAに説明する。その後、JICA評価部および関係部署から提示されるコメントへの回答や対応を行い、最終報告書を最終化する。

5. 成果品等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等、及びその提出部数や記載事項については以下のとおり。また、成果品以外に毎月末に月報を作成し、提出する。

¹⁵ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	業務計画書	2020年9月上～中旬	<電子ファイル> 和文 1部	業務の実施方針、調査の実施体制、調査手法、調査計画（工程表、要員配置、調査手順を含む）等。
イ	マルチセクターの取り組みレビューの分析結果	2021年3月中旬	<電子ファイル> 和文 1部、英文1部	
ウ	定量分析結果報告書、パワーポイント	2021年8月下旬	<電子ファイル> 和文 1部、英文1部	
エ	開発指標レファレンス「栄養改善」（資金協力及び技術協力）	2021年8月下旬	<電子ファイル> 和文 1部、英文1部	
オ	最終報告書	2021年9月下旬	① 和文報告書 CD-Rom(計3部) ② 英文報告書 CD-Rom(計3部) ③ 「①②」のワード版ファイル	①、②は、全検討結果をとりまとめたもの。 ③は、別途メールにて送付する

(2) 契約における最終成果品及び仕様

最終成果品として、評価報告書最終版（和文・英文）を作成し、電子データを保存したCD-ROM のみを提出する（製本版の作成・提出は不要）。仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性の確保にも留意する。

(3) 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。

第4 業務実施上の条件

1. 業務実施スケジュール

業務実施スケジュールの目安は、以下の通りとする。第3「4. 業務の内容」を踏まえた上で、最終成果品の提出日が企画競争説明書に記載の提出期限日以前となる場合は、適切かつ現実的な業務実施スケジュールをプロポーザルにて提案すること。また、報告書等の提出時期については、契約交渉時にJICAと協議の上、確定する。

項目 \ 時期	2020 8月	9月	10月	11月	12月	2021 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
インセプションレポート		△												
キックオフ・ミーティング		△												
国内分析		□												
現地調査			■											
定量分析結果報告書とりまとめ				□										
開発指標レファレンス作成								□						
最終報告書取りまとめ								□						
最終成果品														△

国内業務 □

現地調査 ■

※バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてに業務従事者を配置するものではない。

※現地調査時期については、上記バーチャートに拘らず、現地事情等に応じて柔軟な調整を可とする。

2. 業務量の目途

全体 約5.3人月

効果的・効率的な業務の実施を検討した上で、上記の業務量と異なる提案を行う場合はその理由も付してプロポーザルにて提案すること。また、合計の人月数を上回らない範囲で、各業務項目（現地調査含む）の業務量の目途の変更や、国内業務と現地調査間の流用が必要な場合は、その理由も付してプロポーザルにて提案すること。

3. 業務従事者の構成（案）

（1）各分野の業務従事者は以下を想定している。

- ① 業務主任／栄養・保健（3号）
- ② 評価分析1（農業／農村開発）
- ③ 評価分析2（統計）

なお、期待する知識と業務経験はそれぞれ以下の通り。

- ① 栄養ならびに保健分野にかかる専門知識とマルチセクターでの業務経験
- ② 栄養に関連する農業／農村開発分野における知識とマルチセクターでの業務経験。
- ③ 他機関の各種のデータを使用し、多変量解析、定量分析を実施できる高度な統計分析力。

4. 通訳の配置

本業務に必要な通訳（日本語または英語⇔その他外国語）については、現地備上とし、必要経費は見積に含めること。なお、日本語⇔英語の通訳に係る必要経費は認めない。

5. 現地調査補助員の備上

本業務においては、以下の業務に関し現地における補助員（ローカルコンサルタント）の備上を可とする。また、業務に応じて複数の調査補助員を備上することも可とする。それぞれの補助員の役割、業務内容、体制、業務工程についてはプロポーザルのうち、「2. 業務の実施方針等」において明示すること。

6. 相手国便宜供与内容

実施機関からの情報提供、インタビュー等への参加等を想定。

7. 参考資料

「第3 特記仕様書（案）」脚注に記載の通り

8. その他特記すべき事項

（1）関係者との連絡

JICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談や会議の手配については、原則、コンサルタントが行う。

（2）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館およびJICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、

当地の治安状況、移動手段等についてJICA事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。その際、現地調査の対象国にバングラデシュが含まれる想定で、安全対策経費を別見積もりにて計上することとする。

なお、バングラデシュへの渡航に際しては、以下の内容を確認し順守する。

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。
 - ①（渡航前）
 - (イ) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：
本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
 - (ロ) 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：
全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
 - (ハ) 外務省「たびレジ」への登録：
全業務従事者が各自登録を行うこと。
 - (ニ) JICAバングラデシュ事務所の連絡先等情報提供：
安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。
 - ②（渡航後）
バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については、JICAバングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行うとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

- 5) 執務室についても機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。尚、本調査における調査団員の渡航期間は一か月以内を想定しているため、事務所の設立は想定していない。団員の執務エリアは、滞在先のホテル、現地再委託先執務室等を想定する。
- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICAバングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書は、JICAのホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICAの個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上